

**特定実験試験局として使用可能な周波数の範囲等を定める告示案に係る意見募集に対して
提出された意見及び総務省の考え方**

- 意見募集期間：令和6年3月5日（火）～同年4月9日（火）
- 意見提出件数：3件（法人2件、個人1件）

No.	意見提出者	案に対する意見及びその理由	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	株式会社 NTT ドコモ	本改正案は、使用可能地域や使用可能期間の見直しにより、実験試験局を簡便かつ短期間で開設可能とする特定実験試験局制度の趣旨に沿った内容となっていることから、告示案の内容に賛同します。	賛同の御意見とさせていただきます。	無
2	国立天文台天文情報センター 一周波数資源保護室	<p>特定実験試験局として使用可能な周波数の範囲等を定める告示案で対象となっている周波数範囲には、電波天文業務に一次分配された周波数帯、総務省の周波数割当表国内周波数分配の脚注 J36 にて「電波天文業務を有害な混信から保護するための実行可能な全ての措置を執らなければならない」とされている周波数帯*1が含まれます。これらの周波数帯と隣接帯域には、国内の電波天文局が観測を行なっている周波数帯が含まれます。</p> <p>これまで、実験試験局免許の発行に際しては事前に総務省から国立天文台周波数資源保護室宛に干渉検討の依頼をいただき、電波天文局への有害干渉が生じないか確認をしておりますので、今後の特定実験試験局の免許発行に際しても、電波天文局への有害干渉が生じないようにご配慮をお願いいたします。</p> <p>また見直しされた告示案の公表に際しては、見直し後</p>	<p>特定実験試験局の申請に当たっては、同一地域・同一周波数の既存の無線局等との運用調整や混信回避措置を必要とし、それらへの有害な干渉が生じないようにするとともに、電波法第56条第1項に基づき総務大臣が指定する受信設備の運用に支障を与えないように配慮しています。</p> <p>後段の御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>	無

		<p>の情報を記載するだけでなく、既存の告示からの変更点がわかりやすく示されているとよいと考えます。</p> <p>*1 特定実験試験局として使用可能な周波数の範囲等を定める告示案で対象となっている周波数帯かつ脚注 J36 に含まれる周波数帯：73-74.6 MHz、48.94-49.04 GHz、92-94 GHz、94.1-100 GHz、102-109.5 GHz、111.8-114.25 GHz、209-226 GHz</p>		
3	不明	<p>個々の見直しの趣旨を明らかにすべき。</p>	<p>特定実験試験局に使用可能な周波数等は、各地域の総合通信局等を主体として実験試験局のニーズ等を把握しつつ、以下のような考え方に沿って毎年見直しを行い、新たに告示（毎年7月1日施行）することとしています。</p> <p>(1) 将来的に新たな無線システムを導入予定で確保しているものの、まだ使用が開始されていない周波数</p> <p>(2) 実用局が運用しているものの、使用地域が一部にとどまっている周波数</p> <p>(3) デジタル化等に伴い、旧システムの使用者が少なくなっている周波数</p> <p>なお、詳細につきましては、以下の電波利用ホームページも御参照ください。 https://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/spexp/</p>	無